

妊婦健康診査費等償還払 Q & A

このQAは、良くご質問をいただく内容についてまとめたものです。申請方法などについてご不明な点がありましたら、該当箇所をご確認ください。

※このQAは令和6年4月1日時点のものであり、今後変更されることがあります。

1 助成対象について

- Q1-1 助成対象となるのはどの健康診査ですか。
- Q1-2 愛知県外で受けた妊産婦歯科診査は助成対象になりますか。
- Q1-3 愛知県内の医療機関で受診した場合は、償還払いの申請はできないのですか。
- Q1-4 海外で受けた健診は助成対象になりますか。
- Q1-5 妊娠がわかってから、母子健康手帳別冊を受け取る前の妊婦健診についても助成対象となりますか。
- Q1-6 愛知県外で健診を受ける場合、医療機関の指定はありますか。
- Q1-7 里帰り中に名古屋市外へ住民票を異動させても助成対象になりますか。

2 受診方法について

- Q2-1 1回（1日）の受診で、2枚以上の受診票（報告票）を使うことはできますか。
- Q2-2 妊婦健康診査は、第1回から順番通りに使用しないといけないのでしょうか。
- Q2-3 妊婦健康診査受診票（報告票）を14回分使い切ったのですが、追加でもらうことはできますか。
- Q2-4 名古屋市内で引っ越し（住民票の異動）をするのですが、受診前に必要な手続きはありますか。
- Q2-5 母子健康手帳別冊を受け取った後に改姓をしたのですが、受診前に必要な手続きはありますか。

3 健診費用について

- Q3-1 健診にかかった費用は、全額返金されますか。
- Q3-2 助成対象となる健診項目はなんですか。
- Q3-3 保険適用された治療費は、償還払いの対象になりますか。
- Q3-4 健診結果の記載に文書料が発生した場合、文書料は助成対象となりますか。
- Q3-5 出産費用や赤ちゃんのK2シロップ代は、助成対象になりますか。
- Q3-6 未使用の受診票（報告票）について、名古屋市へ請求することはできますか。

4 申請方法について

- Q4-1 どこに申請をすればよいですか。
- Q4-2 申請書類の到着確認通知は届きますか。
- Q4-3 申請期限はありますか。
- Q4-4 1回の健診ごとに申請する必要がありますか。

5 申請書の書き方について

- Q5-1 双子の場合、1枚の申請書でまとめて申請できますか。
- Q5-2 母子健康手帳番号はどこを見ればわかりますか。
- Q5-3 改姓をしたので、申請者氏名と領収書の氏名が異なるのですが、どちらの氏名を申請書に記載したらよいですか。
- Q5-4 夫の名前で申請することは可能ですか。

- Q5-5 申請書に押印する必要はありますか。
- Q5-6 すでに名古屋市外へ転居しているのですが、申請書の住所はいつの時点の住所を記載したらよいですか。
- Q5-7 決定通知書および請求書の送付先を指定することはできますか。
- Q5-8 申請書の申請額欄は、どのように記入したらよいですか。
- Q5-9 口座名義人氏名が旧姓のままですが、申請できますか。
- Q5-10 申請書を提出した後で改姓をしたのですが、金融機関で口座名義人氏名も変えてよいですか。
- Q5-11 貯蓄預金の口座へ助成金を振り込むことはできますか。
- Q5-12 夫の口座に助成金を振り込むことはできますか。
- Q5-13 申請者（妊婦または産婦）、夫以外の口座へ助成金を振り込むことはできますか。

6 添付書類について

- Q6-1 報告票のうち、自分が記載しなければいけない項目はどこですか。
- Q6-2 健康診査の受診時に、受診票（報告票）を医療機関に提出する必要はありますか。
- Q6-3 健康診査を受けたときに、報告票に健診結果を書いてもらうことを忘れてしまったらどうしたらよいですか。
- Q6-4 領収書を紛失してしまったのですが、請求できますか。
- Q6-5 領収書の原本を提出する場合、後日返却してもらうことはできますか。
- Q6-6 領収書の明細書を紛失してしまったのですが、請求できますか。
- Q6-7 領収書、明細書のコピーをとる時に、用紙サイズの指定はありますか。また、コピー時に拡大・縮小をしてもよいですか。
- Q6-8 報告票を紛失してしまったのですが、領収書だけで請求できますか。
- Q6-9 報告票や領収書はどの順番で並べたらよいですか。
- Q6-10 住民票の添付は必要ですか。
- Q6-11 申請書の記載を間違えた場合は、どのように訂正したらよいですか。
- Q6-12 報告票に対応する領収書の一部を同封し忘れた場合、同封された書類で確認できた内容だけで、助成金額が決定されるのですか。

7 助成金の振込について

- Q7-1 申請後、助成金はいつ頃振り込まれますか。
- Q7-2 助成金の振込完了通知は届きますか。
- Q7-3 助成金が振り込まれる時の印字名はなんですか。
- Q7-4 請求書の請求額を書き間違えた場合は、どのように訂正したらよいですか。

1 助成対象について

Q1-1 助成対象となるのはどの健康診査ですか。

A1-1 愛知県外で受けた妊婦健康診査、産婦健康診査、お子様の新生児聴覚検査、乳児一般健康診査（1回目のみ）が対象です。

Q1-2 愛知県外で受けた妊産婦歯科診査は助成対象になりますか。

A1-2 妊産婦歯科診査は名古屋市内の協力歯科医療機関で受けたもののみが対象となります。したがって、愛知県外で受けた場合は、助成対象になりません。

Q1-3 愛知県内の医療機関で受診した場合は、償還払いの申請はできないのですか。

A1-3 愛知県内で受診した場合は、償還払いの対象になりません。

Q1-4 海外で受けた健診は助成対象になりますか。

A1-4 海外で受けた健診は助成対象外です。

Q1-5 妊娠がわかってから、母子健康手帳別冊を受け取る前の妊婦健診についても助成対象となりますか。

A1-5 母子健康手帳別冊を交付する前に受診した妊婦健康診査は助成対象になりません。

Q1-6 愛知県外で健診を受ける場合、医療機関の指定はありますか。

A1-6 愛知県外の医療機関については、受診医療機関の指定はありません。ただし、妊婦健康診査の一部と乳児一般健康診査については、助産所では使用できませんのでご注意ください。母子健康手帳別冊の12ページ、13ページをあわせてご覧ください。

Q1-7 里帰り中に名古屋市外へ住民票を異動させても助成対象になりますか。

A1-7 健康診査等の対象となる方が、名古屋市に住民票がある期間に受診した健康診査等が助成対象となります。

＜健康診査等の対象となる方＞

- ・妊婦健康診査、産婦健康診査…妊婦（産婦）様
- ・多胎妊婦健康診査…多胎児を妊娠した妊婦様
- ・新生児聴覚検査、乳児一般健康診査…お子様

そのため、健康診査等の対象となる方が名古屋市外に住民票を異動した場合は、異動日以降の健康診査等は助成対象外となります。

2 受診方法について

Q2-1 1回（1日）の受診で、2枚以上の受診票（報告票）を使うことはできますか。

A2-1 1回（1日）の受診で使用できるのは1枚に限ります。

Q2-2 妊婦健康診査は、第1回から順番通りに使用しないといけないのでしょうか。

A2-2 第1回から順番通りに使用していただく必要はございません。健康診査の内容に応じた受診票（報告票）をご使用ください。

Q2-3 妊婦健康診査受診票（報告票）を14回分使い切ったのですが、追加でもらうことはできますか。

A2-3 妊婦健康診査について、14回を超えた交付は行いません。産婦健康診査などの、他の健康診査等についても追加の交付は行いません。

Q2-4 名古屋市内で引っ越し（住民票の異動）をするのですが、受診前に必要な手続きはありますか。

A2-4 市内の引っ越し（住民票の異動）の場合、必要な手続きはありませんので、そのままお使いいただけます。受診票及び報告票の住所欄には、異動後の住所を記載して下さい。

Q2-5 母子健康手帳別冊を受け取った後に改姓をしたのですが、受診前に必要な手続きはありますか。

A2-5 改姓をした場合に必要な手続きはありませんので、そのまま受診していただけます。受診票及び報告票の氏名欄には、改姓後の氏名を記入してください。

3 健診費用について

Q3-1 健診にかかった費用は、全額返金されますか。

A3-1 助成対象となるのは、名古屋市の定めた健診項目のみになります。
名古屋市の定めた健診項目以外の検査等については、助成対象とならないため自己負担となります。

Q3-2 助成対象となる健診項目はなんですか。

A3-2 母子健康手帳別冊の12ページ、13ページをご覧ください。

Q3-3 保険適用された治療費は、償還払いの対象になりますか。

A3-3 公的医療保険の適用となる検査等の費用については、助成対象となりません。

Q3-4 健診結果の記載に文書料が発生した場合、文書料は助成対象となりますか。

A3-4 文書料は助成対象外となります。

Q3-5 出産費用や赤ちゃんのK2シロップ代は、助成対象になりますか。

A3-5 出産費用やK2シロップ代などは助成対象外です。

Q3-6 未使用の受診票（報告票）について、名古屋市へ請求することはできますか。

A3-6 健康診査等を受けていない場合は、請求対象にはなりません。
また、名古屋市へ返還する必要もありませんので、各自で保管してください。

4 申請方法について

Q4-1 どこに申請をすればよいですか。

A4-1 提出書類をそろえて、名古屋市役所へ郵送で提出してください。
【送付先】〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所子ども青少年局子育て支援課 県外助成担当行

Q4-2 申請書類の到着確認通知は届きますか。

A4-2 書類が到着したかどうかについてのお知らせは行いませんので、到着確認を希望される方は記録の確認ができる郵送方法で送付してください。

Q4-3 申請期限はありますか。

A4-3 申請期限は、健康診査等の受診日から5年以内です。（申請については、消印有効です。）
ただし、5年後にあたる日が休日の場合は、直後の平日までとなります。
例：令和2年10月15日（木）受診⇒令和7年10月14日（火）まで

Q4-4 1回の健診ごとに申請する必要がありますか。

A4-4 原則として、1回の申請で、受診をした妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査のすべてをまとめて申請をしてください。

5 申請書の書き方について

Q5-1 双子の場合、1枚の申請書でまとめて申請できますか。

A5-1 お子様ごとにそれぞれ申請書を作成していただく必要があります。
ただし、妊婦健康診査と産婦健康診査の申請については、母子健康手帳番号が小さい方の申請書に記載をして申請してください。
なお、申請書類については、一つの封筒にまとめて送付していただいても構いません。
例：1枚目の申請書…妊婦・産婦・乳児（1人目）・聴覚（1人目）
2枚目の申請書…乳児（2人目）・聴覚（2人目）

Q5-2 母子健康手帳番号はどこを見ればわかりますか。

A5-2 母子健康手帳別冊をお渡ししたときに、同時にお渡ししている7桁の数字が書かれたシールをご覧ください。
なお、多胎児の場合は、お子様ごとに母子健康手帳番号が異なりますので、シールの貼り間違いがないようにご注意ください。

Q5-3 改姓をしたので、申請者氏名と領収書の氏名が異なるのですが、どちらの氏名を申請書に記載したらよいですか。

A5-3 申請時点での氏名を申請書に記載していただき、カッコ書きで旧姓を記載してください。ただし、市外に転出後に改姓をした場合は、旧姓と新姓がわかる書類の写し（免許証の表裏、戸籍謄本など）を添付してください。
なお、旧姓で発行されている領収書氏名については、医療機関で領収書の修正をしていただいたり、カッコ書きで旧姓を記載していただく必要はありません。

Q5-4 夫の名前で申請することは可能ですか。

A5-4 申請者は妊婦または産婦様に限ります。

Q5-5 申請書に押印する必要はありますか。

A5-5 押印する必要はありません。令和2年11月30日以前の申請書には押印欄がありますが、押印する必要はございません。また、押印されていたとしても有効な申請書として受理いたします。

Q5-6 すでに名古屋市外へ転居しているのですが、申請書の住所はいつの時点の住所を記載したらよいですか。

A5-6 申請時点の住所を記載して下さい。また、報告票には受診時点での住所が記載されていればよいので、報告票に記載された住所を訂正していただく必要はありません。

Q5-7 決定通知書および請求書の送付先を指定することはできますか。

A5-7 決定通知書および請求者は申請書に記載された申請者住所へ送付させていただきます。
申請後の転居先を本市で把握することができないため、申請後に転居した方は、郵便局へ転居・転送サービスの手続きをしてください。
また、転居以外の理由で申請書記載住所以外への送付を希望される場合は、申請書の送付先住所欄に、送付先住所、送付先氏名等を記載してください。

Q5-8 申請書の申請額欄は、どのように記入したらよいですか。

A5-8 健診実施日における助成上限額と健康診査等にかかった費用を比較し、低い金額を記載して下さい。
助成上限額については、名古屋市のウェブサイト「愛知県外の医療機関等で妊産婦健康診査等を受診される方へ」のページでご確認ください。

Q5-9 口座名義人氏名が旧姓のままですが、申請できますか。

A5-9 旧姓での申請を受け付けることはできませんので、金融機関において口座名義人氏名の変更手続きをしてから申請をしてください。

Q5-10 申請書を提出した後で改姓をしたのですが、金融機関で口座名義人氏名も変えてよいですか。

A5-10 申請後、助成金額を振り込むまでに口座名義人氏名を変更すると、助成金を振り込むことができなくなるため、口座名義人氏名の変更は、助成金の振込後に行ってください。

Q5-11 貯蓄預金の口座へ助成金を振り込むことはできますか。

A5-11 助成金の振込については、普通預金または当座預金に限ります。

Q5-12 夫の口座に助成金を振り込むことはできますか。

A5-12 夫の口座への助成金振込を希望される方は、申請書下段の委任欄を記入してください。

Q5-13 申請者（妊婦または産婦）、夫以外の口座へ助成金を振り込むことはできますか。

A5-13 助成金の請求及び領収に関する受任者は、原則として配偶者となります。

6 添付書類について

Q6-1 報告票のうち、自分が記載しなければいけない項目はどこですか。

A6-1 報告票の太枠内を全て記入していただく必要があります。

Q6-2 健康診査の受診時に、受診票（報告票）を医療機関に提出する必要がありますか。

A6-2 健康診査については、受診票及び報告票を医療機関に提出して受診をしないといけないため、必ず受診票及び報告票を提示してください。
また、後日名古屋市に費用を請求するために、報告票に検査結果の記載をしてもらう必要があることをお伝えし、報告票に検査結果等を記入してもらってください。

Q6-3 健康診査を受けたときに、報告票に健診結果を書いてもらうことを忘れてしまったらどうしたらよいですか。

A6-3 原則として、受診した医療機関に検査結果の記載をしてもらうことが必要です。ただし、医療機関に検査結果の記載依頼ができないやむを得ない事情がある場合は、報告票の太枠内を記入した報告票の原本に加えて、母子健康手帳の各健診の記録が記載されているページのコピーを提出してください。
母子健康手帳に記載された健診の記録等から受診した事実などが確認できる場合に限り、助成対象とします。
・妊婦健康診査…8～9ページ
・産婦健康診査…14～15ページ
・新生児聴覚検査…18ページ（令和5年3月以前に母子健康手帳を受け取られている場合は、17ページ）
・乳児一般健康診査…23ページ（令和5年3月以前に母子健康手帳を受け取られている場合は、21ページ）
※上記ページ以外に健診等の記録が記載されている場合は、該当ページのコピーをあわせて提出してください。

Q6-4 領収書を紛失してしまったのですが、請求できますか。

A6-4 領収書を提出できない場合は、助成対象となりません。
ただし、領収書の代わりに、医療機関が発行した領収書に代わる証明書を提出する場合は助成対象となります。
また、明細書だけでは助成対象となりません。

Q6-5 領収書の原本を提出する場合、後日返却してもらうことはできますか。

A6-5 一度提出していただいた領収書の原本はお返しできません。確定申告などで原本が必要な方は、必ずコピーを提出してください。

Q6-6 領収書の明細書を紛失してしまったのですが、請求できますか。

A6-6 明細書については、紛失している場合は提出していただく必要はありません。
領収書の内訳確認が必要な場合に、本市から医療機関へ直接照会させていただく場合がございます。

Q6-7 領収書、明細書のコピーをとる時に、用紙サイズの指定はありますか。また、コピー時に拡大・縮小をしてもよいですか。

A6-7 用紙サイズはA4をお願いいたします。
また、領収書、明細書については、拡大・縮小コピーをしていただいて構いません。
また、複数枚をまとめてA4サイズでコピーしていただいても結構ですが、縮小により文字が判別できない場合や、領収書の一部が印刷されていない場合は助成対象としませんのでご注意ください。

Q6-8 報告票を紛失してしまったのですが、領収書だけで請求できますか。

A6-8 報告票を提出できない場合は、助成対象とすることができません。
なお、報告票を紛失された方は、お住まいの区の保健センターで再交付を受けることができます。

Q6-9 報告票や領収書はどの順番で並べたらよいですか。

A6-9 円滑な書類審査のため、申請書に記載されている健康診査の順番通りに並べてくださるようご協力ください。
また、報告票は台紙などに貼らないでください。

Q6-10 住民票の添付は必要ですか。

A6-10 原則として、住民票の添付は必要ありません。
ただし、名古屋市外に転出された方で住所地の確認が必要と判断される場合には、後日住民票の提出を依頼する場合がございます。

Q6-11 申請書の記載を間違えた場合は、どのように訂正したらよいですか。

A6-11 間違えた箇所に二重線を引き、二重線の上に正しい内容を記入してください。
また、修正液・修正テープによる修正は認められません。

Q6-12 報告票に対応する領収書の一部を同封し忘れた場合、同封された書類で確認できた内容だけで、助成金額が決定されるのですか。

A6-12 軽微な不備を除き、提出書類の一部に不備があると判断される場合は、申請書類をすべて返送させていただきますので、提出前に書類不備がないかご確認いただきますようお願いいたします。

7 助成金の振込について

Q7-1 申請後、助成金はいつ頃振り込まれますか。

A7-1 申請後、1～2か月後に助成金額の決定通知書と請求書を申請住所へお届けします。請求金額等を記入した請求書を返送いただいてから、1～2か月後に申請時に指定した口座へ助成金を振り込みます。

Q7-2 助成金の振込完了通知は届きますか。

A7-2 振込完了の通知は行いません。通帳記入にて確認をお願いいたします。

Q7-3 助成金が振り込まれる時の印字名はなんですか。

A7-3 「ニッポニウジシ コゴヤカクイカシリヤ」と印字されます。

Q7-4 請求書の請求額を書き間違えた場合は、どのように訂正したらよいですか。

A7-4 請求額が訂正された請求書は受け付けることができませんので、書き直しをお願いします。
請求額以外の箇所を間違えた場合は、間違えた箇所に二重線を引き訂正をしてください。修正液・修正テープによる修正は認められません。